

## II 墓園使用の注意

墓園を使用するにあたって、次の条件や制限を定めていますので、ご注意ください。

### (1) 墳墓の設置

- ・墳墓は、許可を受けた日から3年以内に設置していただきます。
- ・墳墓を設置するときは、設計書を必ず青山斎園事務室へ提出してください。  
※囲障（巻石）は境界から前後左右1cm以上控えて設置してください。
- ・墳墓の高さは、地表から3メートル以内です。
- ・墓園には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。  
(犬等動物は埋蔵できません。)
- ・墓園には、上屋類、板べい及び竹垣を設け、又は樹木を植えることはできません。
- ・墳墓は1区画につき1基とします。
- ・墳墓の向きは左右の墳墓の向きに合わせてください。

### (2) 納骨届

- ・お墓に新たに納骨する場合は、納骨する方の火葬証明書又は改葬許可証を添えて、納骨届を青山斎園事務室へ提出してください。

### (3) 墓園の管理

- ・墳墓の転倒防止をするとともに、時期をみて草取りをし、周囲に迷惑のかからないようにしてください。また、花がら等は各自で処分してください。

### (4) 使用許可の取消

- ・使用者が次のいずれかに該当するときは、墓園の使用許可を取り消すことがあります。
  - ア 使用料を指定された期限までに納入しないとき
  - イ 許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき
  - ウ 使用者が許可なく使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき
  - エ 許可を受けた日から3年以内に墳墓を設置しないとき
  - オ その他法令に違反したとき

### (5) 使用権の承継

- ・使用権は、使用者が死亡その他の事由により、使用許可を受けた者に代わって祭祀を主宰する者が承認を受けて承継することができます。
- ・使用権の承継をする場合、親族内で充分協議し祭祀継承者を決定後に墓園使用承認許可申請書を市民課へ提出してください。
- ・承継にかかる親族間の紛争、問題については、使用者側で解決してください。

#### (6) 使用権の消滅

- ・使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。
  - ア 使用者が死亡し、祭祀を主宰すべき者又は縁故者から3年以内に使用権の承継の続きがないとき
  - イ 使用者が住所不明となり3年を経過したとき

#### (7) 使用許可書

- ・「刈谷市青山斎園墓園使用許可書」は、承継等の手続きのほか、墳墓の建立、焼骨の埋蔵等の手続きに必要ですので、大切に保管してください。
- ・許可書を紛失又は汚損し、使用に耐えないとき、あるいは本籍、住所、氏名を変更したときは市民課へ届け出てください。

#### (8) 使用場所の返還

- ・別の墓地へ墳墓を改葬（移転）するため使用場所が不用になった場合は、市民課にて改葬手続きを行い、使用場所を原状に回復してから返還届を提出してください。
- ・使用場所の墳墓を撤去する場合は、撤去工事をする旨を事前に青山斎園事務室へ届け出てください。
- ・使用許可を受けた日から3年以内に使用場所を墳墓の用に供することなく返還する場合には、年数に応じて既納使用料の一部を還付します。

#### (9) その他

- ・駐車場は青山斎園駐車場を使用してください。
- ・生前墓（寿陵）を設置することはできません。